

令和9年度 保育施設入所のしおり



©国立市観光まちづくり協会
くにニャン

提出された書類については、原則返却いたしません。
必要に応じて、提出前にコピーを取っていただくようお願いします。

令和9年度のクラス年齢

4月1日時点の年齢で決定します。誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日	2歳クラスまでの園 ・こぐまこどものいえ ・さくらっこ保育園 ・あじさい保育園 ・ひいふうみ ・パピー ・パンピ
0歳児	令和8(2026)年4月2日以降	1歳クラスからの園 ・国立保育園 3歳～5歳クラスの園 ・かえるの森
1歳児	令和7(2025)年4月2日～令和8(2026)年4月1日	
2歳児	令和6(2024)年4月2日～令和7(2025)年4月1日	
3歳児	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日	
4歳児	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日	
5歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日	

国立市 子ども家庭部
保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係
〒186-8501
国立市富士見台2丁目47番地の1
電話 042-576-2427 (直通)
042-576-2111 (内線139・207・406)

オンライン申請について

パソコンやスマートフォンで 24 時間ご利用いただけるオンライン申請が便利です。

1. オンラインでの新規入所申込

新規入所申込には申込者（保護者）のマイナンバーカードが必要です。

オンラインでの新規入所申込の流れ

- ①申込書 1 枚目（施設型給付費等認定申請兼利用申込書）以外の書類を用意します。
- ②マイナポータルから対象の手続きにアクセスし、必要事項を入力して申請します。
※申込書 1 枚目の内容はフォーム上で入力し、それ以外の書類は撮影した画像や PDF のデータを添付します。
- ③提出書類に不備がある場合は、概ね 5 開庁日以内にご連絡します。連絡がなければ不備はありません。
※不足書類は提出期限までに、追加書類提出フォームからご提出ください。

詳しくはホームページをご覧ください。

（TOP>子育て・教育>子育て>子どもを預ける>認可保育所>保育施設等に関するオンライン申請）



以下の方はオンラインでの入所申込ができません。

- ・国立市外にお住まいの方（入所希望月の前月末までに転入予定の方を除く）
- ・国立市外の施設を申し込む方

2. その他のオンライン申請

以下の手続きはマイナンバーカード不要で、オンライン申請ができます。

新規入所申込を窓口や郵送でおこなった方も、以下の手続きのオンライン申請が可能です。

- ・新規入所申込での不足書類の提出
- ・新規入所申込後の希望園変更
- ・転園申込

その他にもオンライン申請可能な手続きがあります。詳しくはホームページをご覧ください。

（TOP>子育て・教育>子育て>子どもを預ける>認可保育所>保育施設等に関するオンライン申請）

3. オンライン申請の手続き期間

新規入所申込などは、P 2～記載の受付期間内で 24 時間可能です。ただし締切は以下のとおりです（窓口時間と同じ）。

- ・4月1次受付：11月13日（金）18時まで（不足書類提出は11月27日（金）16時まで）
- ・4月2次受付以降：各受付期間最終日の16時まで

目 次

オンライン申請について	表紙裏
令和 9 年度申込み日程	2～3
市内保育施設 MAP	4
国立市内の保育施設一覧	5
認定から入所まで	6～13
配慮を必要とする児童の受入について	14
利用調整・利用決定	15～18
副食費・利用者負担額(保育料)・延長保育利用料について	19～21
延長保育実施施設・利用料一覧	22
入所してから	23～24

各保育施設の紹介

○認可保育所・・・25～33

公立：なかよし保育園・西保育園・東保育園
 私立：春光保育園・国立保育園・和光保育園・あいわ保育園・向陽保育園・国立あゆみ保育園・
 北保育園・国立あおとり保育園・きたひだまり保育園・こぐまこどものいえ・
 国立たいよう保育園・さくらっこ保育園・国立クムクム保育園・国立ひまわり保育園・
 矢川保育園

○認定こども園・・・34

小百合学園(小百合幼稚園・さゆり Nursery)・かえるの森

○地域型保育事業（小規模保育事業所・家庭的保育事業所）・・・35～36

あじさい保育園・ひいふうみ・パピー・バンビ

未就園児への事業等について	37
保育施設詳細情報	38～39
よくあるご質問（Q & A）	40～42
公立保育園民営化の取組について	43
申込書記入例	44
認証保育所・企業主導型保育所・ベビーシッター・幼稚園について	63
その他 お問い合わせ先	64

はさみ込み書類

提出用書類

全 員	施設型給付費等認定申請兼利用申込書	45	保 護 者 1	就労証明書	55
	保育施設等利用調査書	46		就労証明書記入見本	56
該 当 者	きょうだい同時申込みに関するチェックシート	47	保 護 者 2	就労証明書	57
	保育施設等利用申込み用チェックシート	49～50		就労証明書記入見本	58
全 員	利用申込児童の状況書	51～54 (2人分入っています・3人以上お申込みの場合は コピーしてお使いください)	該 当 者	就労時間等の状況に関する申立書	59
				在園証明書（幼稚園・認定こども園・ 市外認可保育園・認可外保育施設等在 園児童用）	61

就労以外の要件書類については、P10～「申込みに必要な書類」をご参照ください。
 その他の世帯の状況により、別途必要書類が必要な場合があります。

令和 9 年度 申込み日程

令和 8 年度の入所申込み(転園含む)をすでにしている方で待機中の方も、令和 9 年度の入所を引き続き希望する場合は、改めて申込み手続きをしてください。

1. 申込み方法 (通年)

郵送受付	下記送付先まで必要書類一式をご郵送ください。 到着後、ご記入いただいた携帯電話番号にショートメッセージで、到着確認のご連絡をいたします。 送付先 〒186-8501 国立市富士見台 2 丁目 47 番地の 1 国立市役所 子ども家庭部 保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係 行 注)・郵送料、封筒代は差出人負担です。<u>料金不足がある場合は、受理せずに返却いたします。</u> ・電話による書類の到着確認はお答えできません。前記の到着確認メッセージでご確認いただくか、追跡可能郵便(特定記録郵便やレターパック等)をご活用ください。 ・郵便事故や宛先誤り等の理由による未達については、市としては責任を負いかねますのでご了承ください。 ・書類不備や不足等を申込み期間内に訂正・提出いただけない場合、利用調整において不利となる可能性があります。ご提出前に、不備や不足等がないか必ずご確認をお願いします。
窓口受付	入所希望月の申込み受付期間内に、必要書類を 国立市役所 保育・幼稚園係 (1 階 19 番窓口) にご提出ください。(平日のみ 9:00~16:00) 注)・申込みは原則保護者本人が行ってください。代理人が申込みをする場合は委任状が必要となります。 ・夜間、休日窓口、駅前プラザ、市民プラザ等では受付できません。
オンライン受付	表紙裏面をご覧ください。

2. 令和 9 年 4 月 受付日程 (窓口受付・郵送受付・*オンライン)

《1 次受付：(必着)》

1 次受付	令和 8 年 10 月 26 日 (月) ~ 11 月 6 日 (金) 平日のみ	9:00~ <u>16:00</u>
	令和 8 年 11 月 9 日 (月) ~ 11 月 13 日 (金) 平日のみ	*9:00~ <u>18:00</u>
1 次不足書類受付	~ 11 月 27 日 (金) まで 平日のみ	*9:00~ <u>16:00</u>
転入予定の方の不動産書類についてのみ、令和 9 年 1 月 15 日 (金) (9:00~ <u>16:00</u>) まで		

*オンライン申請は期間中 24 時間受付しておりますが、最終日は上記の時間までとなります。

募集人員は、市報 10 月 5 日号・市ホームページにて掲載。

(TOP>子育て・教育>子育て>子どもを預ける>認可保育所>令和 9 年度 4 月保育施設の 1 次受付募集予定児童数)

対象は、市内児童(転入確定者含む)と市外在住 0 歳クラス(市内児童優先)

令和 9 年 1 月 26 日 (火) に結果通知を発送します。発送前は、お答えできませんのでお問合せはご遠慮ください。

令和 9 年 4 月入所は、令和 9 年 2 月 3 日までに生まれのお子さんが対象です。申込み時点で出産予定の方は、母子手帳の写しと「保育施設等利用申込の出生に関する同意書」をご提出ください。

例年、受付期間終了間際は非常に混雑します。期日に余裕をもったお申込みをお願いいたします。

《2 次受付：(必着)》

2 次受付	令和 8 年 11 月 30 日 (月) ～令和 9 年 2 月 5 日 (金) 平日のみ (年末年始を除く)	※9:00～16:00
※2 次不足書類受付期間は上記と同じ期間、時間となります。オンライン締切は上記のとおり。		

募集人員は、令和 9 年 1 月末頃市ホームページに掲載予定 (1 次利用調整の欠員分)
対象は、市内児童 (転入確定者含む) と市外児童 (1 歳児を除く) (市内児童優先)

令和 9 年 3 月 1 日 (月) 頃、結果通知発送予定。

2 次の利用調整結果によっては、3 次受付・利用調整が行われる場合があります。その場合は市ホームページでお知らせします。

3. 令和 9 年 5 月から令和 10 年 2 月受付日程

5 月入所以降は、入所希望月によって申込み受付期間が異なります。

募集人員は前月末に市ホームページ (TOP>子育て・教育>子育て>子どもを預ける>認可保育所>令和 9 年度認可保育施設受入可能児童数について) に掲載します。

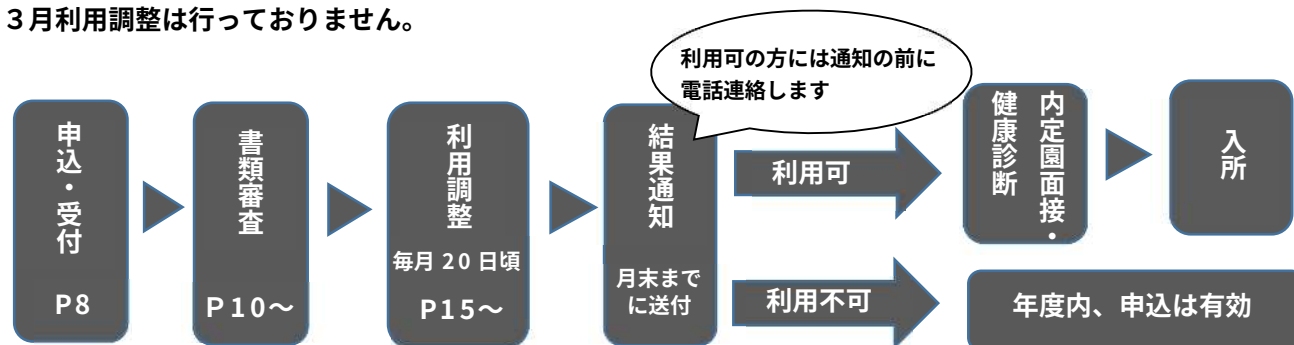
入所希望月	申込み受付期間 (必着)	入所希望月	申込み受付期間 (必着)
令和 9 年 5 月	3 月 16 日～4 月 15 日	10 月	8 月 16 日～ 9 月 15 日
6 月	4 月 16 日～5 月 14 日	11 月	9 月 16 日～10 月 15 日
7 月	5 月 17 日～6 月 15 日	12 月	10 月 18 日～11 月 15 日
8 月	6 月 16 日～7 月 15 日	令和 10 年 1 月	11 月 16 日～12 月 15 日
9 月	7 月 16 日～8 月 13 日	2 月	12 月 16 日～1 月 14 日

5 月以降のお申込みはお子さんがお生まれになってからお申込みください。

保育施設等の受入が可能な年齢は、生後 57 日目からです。

入所希望月の 1 日時点で 57 日目以降である月からお申込み可能です。

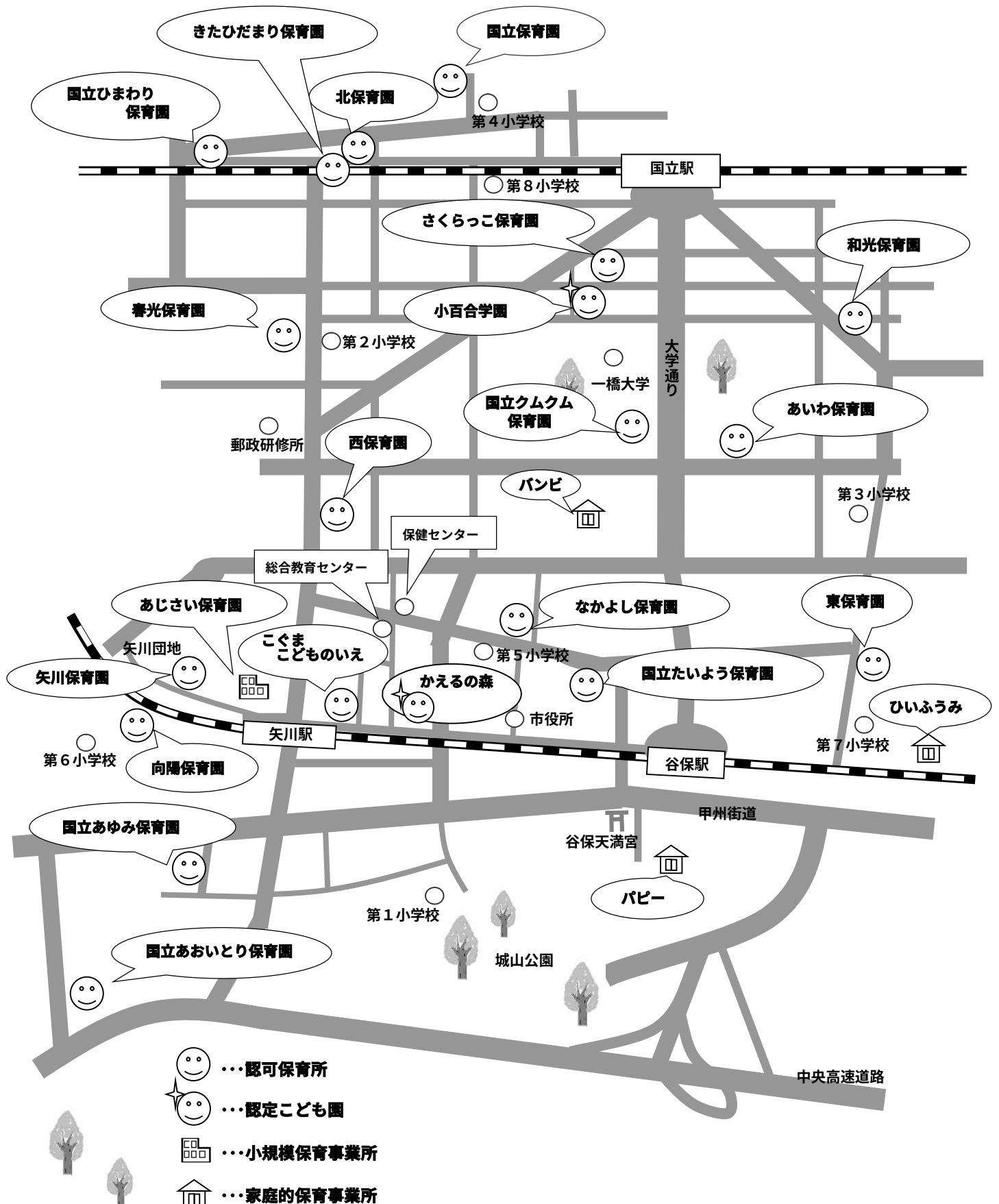
3 月利用調整は行っておりません。



通 年 共 通 情 報

- 申込み時点で市外在住の方は、お住まいの自治体にご確認の上お申込みください。(P9 参照)
転入予定のない市外在住 1 歳クラスの受付は行っておりません。
- 利用不可となった場合、年度内申込みは有効です。
- 申込み内容に変更のあった場合には、お届けが必要です。
- 転園申込みの内定を辞退した場合、元の施設には戻れません。
- 内定を辞退する場合は、内定取下書の提出が必要です。内定辞退後、引き続き入所を希望する場合は、再度申込みが必要です。
- 利用不可の通知は、申込み月の初回のみ送付します。次月以降は、利用可の場合のみ電話連絡します。

市内保育施設MAP





市内の保育施設一覧



保育施設等の休園日は、日曜・祝日及び12月29日から1月3日までです。ただし、家庭的保育事業は、原則土曜は休園、短時間保育のみとなります。

区分		No.	園名	所 在 地	電話番号	定員 (人)	クラス 年齢	開所時間	延長保育	短時間保育			
認可 保育 所	公 立	①	なかよし	富士見台2-46	572-8011	108	0～5	7:15～ 19:15	18:15～ 19:15 (和光は土曜日なし)	短時間認定の場合、 設定保育時間開始前についても、 延長の扱いとなり、別途料金か かります。 8:30～16:30			
		②	西	富士見台3-45-1	576-7217	100							
		③	東	富士見台1-45-17	572-8555	108							
	私 立	④	春 光	西2-14-1	572-0528	125	1～5			0～5	8:45～16:45 8:30～16:30 8:45～16:45 9:00～17:00 8:30～16:30 9:00～17:00		
		⑤	国 立	北2-30-1	572-2717	67							
		⑥	和 光	東2-2-1	580-0843	93							
		⑦	あ い わ	東2-25-1	572-2896	116	0～5						
		⑧	向 陽	谷保6746	575-3105	115							
		⑨	国立あゆみ	矢川3-20-24	576-3755	67							
		⑩	北	北3-1-1	577-8477	90							
		⑪	国立あおいとり	泉5-2-1	572-1154	69							
		⑫	きたひだまり	北3-42-1	580-0788	60							
		⑬	こぐま こどものいえ	富士見台3-35-15	571-2312	27		0～2	7:00～ 20:00			18:00～ 20:00	8:30～16:30
		⑭	国立たいよう	富士見台2-13-10	571-8622	66		0～5	7:15～ 19:15			18:15～ 19:15	
		⑮	さくらっこ	中1-16-25 シャトレクインテス国立2F	571-0658	30	0～2						
		⑯	国立クムクム	中2-18-2	505-6460	80	0～5						
		⑰	国立ひまわり	北3-7-14	571-8520	131							
		⑱	矢 川	富士見台4-17-64	575-3177	108							
認定 こども 園	私 立	⑲	小百合学園	中1-17-9	576-0100	75	3～5	7:30～ 18:30	公共交通機関の 遅延時のみ 18:30～ 18:45	8:00～16:00			
		⑳	かえるの森	富士見台3-7-1	507-8667	20							
地域 型保 育事 業	(小規模 私立)	㉑	あじさい	富士見台4-10-6 2 F	576-1300	19	0～2	7:15～ 19:15	18:15～ 19:15 (土曜日は応相談)	8:30～16:30			
	(家庭的 私立)	㉒	ひいふうみ	富士見台1-48-24	577-3330	3		短時間保育 のみ	/	8:00～16:00			
		㉓	パピー	谷保4-5-30	849-0288	3				8:30～16:30			
		㉔	バンビ	中3-11-32 グリーンヒル国立105	090- 6398-8627	3				8:30～16:30			

受入最低年齢は、入所希望月の1日時点で生後57日目以降となります。各設定保育時間のうち、保育が必要な時間でのご利用となります。
見学は随時、又は、見学日を指定している場合もありますので、施設にお問い合わせください。
延長保育の利用料等については、P22を参照ください。

保育施設等を利用するための教育・保育給付認定

1. 保育施設の区分

認可保育施設とは、保護者の方が、就労や病気等のため、お子さんを保育できない時、保護者の方に代わって保育する施設です。

市役所で受付・利用調整を行う施設は以下のとおりです。

施設区分		内容
認可保育施設	認可保育所	児童福祉法に定められた国の基準を満たす保育施設です。
	認定こども園	保護者に代わって乳幼児を保育する保育施設と教育を希望する従来の幼稚園施設のふたつの機能をあわせもつ園です。 市内には幼保連携型（幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つタイプ）と保育所型（認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えたタイプ）の園があります。
	地域型保育事業 小規模保育事業所	子ども・子育て支援制度に基づき、市が認可を行う事業です。 定員 19 人以下で保育を行います。 （市内には 0 から 2 歳児向け施設のみ）
	家庭的保育事業所	市の基準に基づき、市の認可を受けた施設です。 定員 3 人以下で保育を行います。 （市内には 0 から 2 歳児向け施設のみ）

2. 認定区分

認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・施設型に移行した幼稚園を利用するには、保育の必要性や区分の認定を受ける必要があります。 ※集団生活に慣れさせる等の理由は保育を必要とする事由とはなりません（2号・3号の場合）。

保育施設等利用申込み書類等に基づいて、認定します。

認定区分	対象（4月1日現在の年齢）	利用施設
1号認定	幼稚園等で教育を希望する3～5歳	認定こども園・施設型に移行した幼稚園
2号認定	保護者が保育の必要性の基準に該当した3～5歳	認可保育所・認定こども園
3号認定	保護者が保育の必要性の基準に該当した0～2歳	認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所

※3号認定は、満3歳の誕生日を迎える2日前までとなります。

※1号認定の入園は、幼稚園に直接お申込み・入園手続きとなります。2号認定、3号認定のみ市役所で申込みを受付、利用調整を行います。

※幼稚園（施設型未移行園）や、幼稚園の預かり保育の認定については、別冊「国立市内の認定こども園・幼稚園等のご案内」をご覧ください。

3. 保育を必要とする事由

児童福祉法に基づく児童福祉施設である認可保育施設へ入所できるお子さんは、原則、その家庭の保護者それぞれが、次のいずれかの保育の必要性があり、家庭で保育出来ない場合です。必要性がなくなった場合、原則退園となります。

なお、以下の(1)・(4)・(6)・(7)における保育の必要性は週3日以上かつ週12時間以上が最低基準です。

(1) 就労

(2) 妊娠・出産（出産予定月を挟んで、前後2か月、合計5か月間・多胎児の場合、産前は4か月）

※妊娠・出産要件で利用調整・入所された場合で復職予定の方は、妊娠・出産要件終了後、3か月間は復職準備期間として育児休業中でも在籍可能です（3か月後復職していただきます）。

出産要件の終期は出産月、または予定月の遅い方を起算月とし、その後2か月間となります。

(3) 保護者の疾病・しょうがい

(4) 看護・介護

(5) 家庭の災害（火災・震災・風水害等）復旧にあたっている場合

(6) 求職活動

※原則短時間保育の利用のみで、入所後2か月以内に就労を開始する必要があります。

求職活動の結果、どうしても就労が決まらない場合は係までご相談ください。

(7) 就学・技能習得

(8) 育児休業中にすでに認可保育施設を利用して継続利用が必要と認められる場合

※育児休業対象のお子さんが1歳になる年度の末までの期間、原則短時間保育で利用可能

4歳・5歳クラスについては、卒園まで育児休業を要件に在籍可能です。

(9) その他、上記に類する状態として市が認める場合

4. 保育の必要量（利用時間）

保護者の「保育を必要とする事由」により、「標準時間認定」または「短時間認定」で必要量を決定します。

認定区分	保育の必要量	事由
標準時間	1日最長11時間の中で必要となる時間	就労・妊娠・出産など
短時間	1日最長8時間の中で必要となる時間	求職活動・育児休業・短時間区分内での就労など ※家庭的保育事業所利用者については、短時間のみ

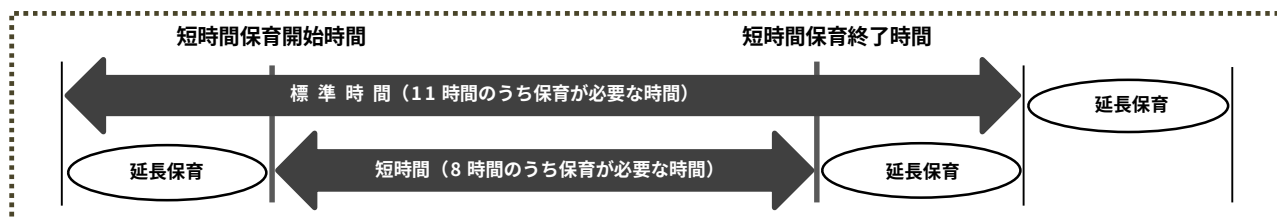
※上記の表の区分は原則です。標準時間や短時間について事由にかかわらず変更してご利用したい場合は、ご相談ください。

各施設の利用可能時間については、「市内の保育施設一覧」等でご確認ください。

「保育の必要量」は利用可能な最大の保育時間です。実際の保育時間は、各家庭の状況に合わせ、保育施設等の面談等で決まります。

各認定区分を超える時間については、別途延長保育料がかかります。

家庭的保育施設は、月ぎめ延長保育の設定はありません。



※延長保育の料金等については、P22「延長保育実施施設・利用料一覧」をご覧ください。

申込みから入所まで

1. 入所の申込み

申込みは、月を単位として受付けています（ただし、3月1日入所は取扱いません）。

必要書類（P10～参照）を添えて、各入所希望月の受付日程（P2～参照）にあわせて、保育・幼稚園係にお申込みください。

保護者以外の方が提出される場合は、委任状が必要になります（市ホームページからダウンロード可）。

申込み後にお仕事やご家庭の状況に変更が生じたり、保育施設の利用の必要がなくなった場合は、保育・幼稚園係まで届け出てください。（P13「その他 申込み後に必要な届け出」参照）

《利用決定について》

利用決定は申込み順でも抽選でもありません。「保育施設等利用調整基準」（P16～）に基づき利用調整を行います。また、利用調整は保育施設ごとではなく、世帯ごとに行います。

募集人員集計後、退所等により空きが生じる場合もありますので、空き状況にかかわらず、施設型給付費等支給認定申請兼利用申込書にご記入いただく保育施設の希望順位は、行きたい順番に通える範囲内で記入することをお勧めしております。

記入のない保育施設については、利用調整対象外となります。

《年齢制限のある保育施設について》

こぐまこどものいえ・さくらっこ保育園・家庭的保育事業所（ひいふうみ・パピー・バンビ）・小規模保育事業所（あじさい保育園）は、2歳クラスまでの保育施設です。

3歳クラス以降は、改めてお申込みいただき、利用調整となります。（入所年齢に上限がある保育施設を卒園する*加点ポイントあり）*加点条件あり（P16 調整指数表参照）

国立保育園は1歳クラスから、かえるの森は、3歳クラスから5歳クラスの保育施設です。

《見学について》

行きたい保育施設については、通える範囲内で事前に見学されることを推奨しています。各保育施設に直接見学の申込みをしていただく他、各保育施設で行われる園庭開放の行事等をご利用ください。

《家庭的保育事業所について》

家庭的保育事業所（ひいふうみ・パピー・バンビ）に在籍中に市外へ転出された場合、その年度は在籍可能ですが、翌年度以降は退園となります。

～ご注意ください～

国立市では、一部の保育施設で数台分の駐車場の設置がありますが、全世帯の分を設けているわけではありません。駐車だけでなく、停車も不可の保育施設もありますので、車での登園については、必ず各保育施設にご相談ください。ご見学の際もご注意ください。

保育施設は、近隣の方々のご理解とご協力のもとで運営されていますため、各保育施設でのきまりをお守りいただきますようお願いいたします。

- ・通園、または見学の際の違法駐車は、近隣の迷惑になりますので、絶対におやめください。
- ・各保育施設のきまりを守って、通園、または見学していただくようお願いします。

市外の保育施設の申込みを希望される場合

転出予定	申込書類提出先	締 切
入所希望月の前月末までの 転出予定あり	転出先の自治体の保育担当部署	転出予定先の自治体による
なし	国立市保育幼児教育推進課保育・幼稚園係	希望園の所在自治体の締切日 1 週間前

年齢により転出予定がない方の区域外からの申込みを受け付けていない自治体もあります。

必要書類と利用調整について	
全員	自治体により必要書類が異なります。
転出予定の方	不動産（建物）契約書類・誓約書（転出者用）
転出が未確定の方・不動産書類が提出できない方	利用調整については自治体により異なります。

自治体によって受付条件・提出先・受付期間・締切日・必要書類などが異なります。

事前に転出先の自治体にご確認ください。

★国立市から転出されたら・・・

当該自治体で転入手続きをされたら、必ず、転出先の保育担当の窓口で、利用開始月前月末日までに保育施設の手続きを行ってください。期日までに手続きを行わないと内定が取消しになる場合があります。

市外から国立市内の保育施設の申込みを希望される場合

転入予定	申込書類提出先	締 切
あり (入所決定の可否にかかわらず、入所希望月の前月末までに転入し、住民登録と保育・幼稚園係での手続きを完了できる方)	国立市保育幼児教育推進課保育・幼稚園係	国立市締切日
なし	お住まいの自治体の保育担当部署	国立市の締切日の 1 週間前

必要書類と利用調整について	
全員	P10～11 「申込みに必要な書類」をご確認の上ご提出ください。
転入が確定している方	不動産（建物）契約書類（保護者氏名・市内住所・引き渡し日等記載ある写し）・※誓約書（転入者用）→入所決定の可否にかかわらず、入所希望月の前月末までに転入し、住民登録と保育・幼稚園係での手続きを完了できる方については、市民枠として利用調整
転入が未確定の方・不動産書類が提出できない方	市外枠で利用調整（市内児童が優先） 1 歳クラスと家庭的保育事業所は、申込み不可

※「誓約書（転入者用）」は国立市ホームページよりダウンロード可

●家庭的保育事業所は、国立市民の方（入所希望月の前月末までに転入し、住民登録と保育・幼稚園係での手続きを完了できる方）のみ申込み可。

●転入予定なしの 1 歳クラスは、申込みを受付していません。

★国立市に転入されたら・・・

国立市に転入をされたら、必ず保育・幼稚園係（国立市役所 1 階⑨番窓口）で、利用開始月前月末日までに保育施設の手続きを行ってください。期日までに手続きを行わないと内定が取消しになる場合があります。

2. 申込みに必要な書類

※足りない場合は、窓口、又は HP よりダウンロード
いただくか、用紙をコピーしてお使いください



※手続きナビ
必要書類の
ナビゲーション
サイト

★印の書類は、本しおりの最後にはさみこんであります。

★印以外の書類が必要な場合は、保育・幼稚園係までお越しいただくか、

市 HP 欄に○とある書類（所定様式）については、市ホームページからダウンロードできます。

（TOP＞目的で探す 申請手続き＞申請書ダウンロード 保育・幼稚園・認定こども園＞保育所・認定こども園関係書類のダウンロード）



※市ホームページ
書類のダウンロード

1. 締切日までに提出いただいた書類で調整基準指数を計算しますので、必ず期日までに提出してください。
不備書類や追加書類が生じる可能性もありますので、締切日当日ではなく、余裕をもった書類の提出をお願いします。
2. 課税証明書以外の書類の有効期限は、原則として証明日から3か月以内です。
3. その他保育の必要性が確認できる書類によっては、利用決定後再提出をお願いする場合があります。

No.	提出書類 《入所希望月時点の状況で指数付けをします》			市 HP
1	全員	★令和9年度施設型給付費等認定申請兼利用申込書（オンラインの場合は提出不要） ※1 P11「マイナンバーについて」を参照ください。郵送の場合は、マイナンバーカード表面と裏面の写し等を同封してください。		○
2	全員	★保育施設等利用調査書（1の裏面）		○
3	申込2人以上の方	★きょうだい同時申込みに関するチェックシート		○
4	全員	★保育施設等利用申込み用チェックシート（No.1、No.2）		○
5	全員	★利用申込児童の状況書（No.1、No.2）※申込み児童について、アレルギーやしょうがい等お子さんの状況が申込み時と変わった場合は、保育・幼稚園係まで、至急お届けください。		○
6	保護者それぞれ・65才未満の同居祖父母	※2 1 就労（外勤）	① ★就労証明書（勤務先が記入） ② ★就労時間等の状況に関する申立書 ①の書類で就労日数、時間の記入がむずかしい場合・他の要件もある場合	①・②のみ○
		※2 就労（自営）	① ★就労証明書（自営の場合は保護者自身で記入） ② ★就労時間等の状況に関する申立書 ①の書類で就労日数、時間の記入がむずかしい場合・他の要件もある場合 ③ 請負契約書、受注票、営業許可書、開業届、会社の登記簿謄本等の写し等の開業していることのわかる書類 ④ 直近の確定申告の写し（R8.1.1以降開業の場合は不要）	①のみ○
		2 妊娠・出産	① 出産要件で利用申込される方の同意書 ② 母子手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載があるページ）	①のみ○
		3 疾病・しょうがい	診断書（家庭での保育が困難なことが記載されているもの）、障害者手帳の写し	
		4 看護・介護	① 看護・介護の申立書 ② 添付書類（診断書、障害者手帳、介護保険証の写し等）	①のみ○
		5 就学・技能習得	在学証明書（市様式）※学校教育法上の学校以外はご相談ください	○
		6 ひとり親（離婚調停中含む）	① ひとり親家庭状況申告書申告書記載の添付書類 ② 離婚を前提に別居中（住民登録上）、かつ離婚調停中または裁判の手続きに入っている方は、調停期日通知書の写し等	①のみ○
		7 求職	提出書類はありません	
		8 災害・その他	市長が必要と認める書類（お問合せください）	
7	※3 該当者	令和8年1月1日時点において国立市外に在住の方	令和8年度課税証明書	海外所得の方は、保育・幼稚園係までご相談ください。
		令和9年1月1日時点において国立市外に在住の方	令和9年度課税証明書	

その他必要な書類 ※該当する方のみ

児童の状況	必要書類	市 HP
お子さんに疾病やしょうがい、重いアレルギーがある場合	障害者手帳の写し等 ：(アフィリッシュショックをおこすような重いアレルギーをお持ちの場合は、事前に医師の診断等が必要です) 医療的ケアが必要なお子さんについては、P14「配慮を必要とする児童の受入について」をご参照ください。	
・幼稚園、認可外保育施設に入園、または、入園予定のごきょうだいがいる場合 ・申込み児童が入所中の施設を年齢満了で卒園する事由での申込みの場合（市内認可保育施設在園の場合は除く）	★在園証明書	○
市外からの申込・市外保育施設への申込み	P9 をご参照ください。	
65 歳未満（R10 年 4 月 1 日時点）の同居祖父母	No.6 の保育を必要とする事由に関する書類。 提出がない場合はマイナス 10 点がつきます。	
保護者以外の方の申込み	委任状が必要です。	○

提出書類 補足説明

※1 マイナンバーについて ※iPhoneのマイナンバーカードには対応していません。 通常のマイナンバーカードをお持ちください。	※窓口申込みの場合は保護者1（申請者）の個人番号確認書類と身元確認書類を持参、郵送の場合は写しを同封ください。オンラインの場合は、電子署名のため不要。 マイナンバーは利用者負担額（保育料）の階層決定に使用します。		
	個人番号カード	【A】個人番号確認書類	【B】身元確認書類
	持っている場合	マイナンバー(個人番号)カード(裏面)	マイナンバー(個人番号)カード(表面)
	持っていない場合	マイナンバー（個人番号）が確認できる住民票や通知カード（氏名、住所等に変更がない場合に限る。）など	顔写真付き：運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など、いずれか1点 顔写真なし：保険証、資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、公共料金領収書など、いずれか2点 ※上記共に受付日時点で有効なもの・その他官公署からの発行書類で氏名、生年月日または住所の記載があるもの
※2 就労証明書	P16 の基準指数は実際に勤務される日数・時間となることを前提につけます。 保育園入所時に短時間勤務を取得予定または転職により、就労証明書で証明された日数・時間よりも実際の勤務日数・時間が短くなり、基準指数が下がる可能性がある場合などは、想定しうる最も少ない日数・時間を「保育施設利用申込み用チェックシート（No.2）」24 の項目欄にご記入ください。（就労証明書上に記載のある場合は除く） 就労証明書に記載された日数・時間、または「保育施設利用申込み用チェックシート（No.2）」24 の項目の申告より、入所時の実際の勤務日数・時間が短くなる場合は、原則内定取消（P12）の対象となります。（日数・時間が就労証明書より長くなる場合は上記の申告は不要です）		
※3 課税証明書	世帯の指数が同位となった場合に世帯の所得の低い順位により調整を行います。 P10 の No.7 に該当する方で所得金額の記載ある課税証明書の提出がない場合、P15 調整基準の同位における順位が確定できないため、同位の調整は最後になります。 令和 8 年度課税証明書は、令和 9 年 4 月から 8 月の期間の利用調整に、令和 9 年度課税証明書は 9 月から 2 月までの利用調整に使用します。 但し、非課税世帯の方は調整指数の加点がありますので、年度を通じて令和 8 年度課税証明書をご提出ください。 利用調整の結果利用不可となり、9 月以降も利用調整にかかる場合は、令和 9 年度課税証明書は、後日発行でき次第提出してください。		

3. 内定の取消・退園となる場合

利用決定後であっても、申込み時と保育の必要性の事由が異なり、調整基準指数が下がったり、虚偽の申込みであることが判明した場合は、本来の優先順位と異なる可能性があるため、利用の決定が取消となる場合があります。

(例：利用決定後の転職（調整指数が下がる場合）、勤務時間の短縮は、利用調整に影響があるため、決定の取消となります。ただし、基準指数に影響のない場合を除きます。)

＜内定の取消、または退園となる主な具体例＞

育児休業からの復職の方 (規定の期日に就労されない場合、指数が下がったり、虚偽の申請である場合)	育児・介護休業等に基づく休業中の方は、 入所月の翌月1日までに復職することが必要です 。入所月の翌月1日までに復職しない場合は利用決定の取消、又は退園となります。 (例：5月1日復職の方は4月1日からの申込みが可能です) 利用決定後に、育児休業から復職される方は復職証明書を提出していただき、復職日・日数・時間について確認させていただきます。指数の階層が下がる場合も利用決定の取消、又は退園となります。
就労内定の方	就労内定で申込みされていた方は、 入所月の翌月1日までに就労開始することが必要です 。入所月の翌月1日までに就労開始できない場合は、内定の取消、または退園となります。 利用決定後に、就労開始後の証明日の就労証明書を再提出していただきます。
提出された就労証明書の日数・時間と異なる場合	契約上の日数・時間による指数で利用調整の結果内定となり、入所月に時短勤務を取得することにより、P16の基準指数が下がる場合など ＜例：1日9時間（休憩含む）×週5日勤務＝90点で内定し日数変わらず時間のみ短くなる場合＞ ① 時短勤務取得で1日7時間（休憩含む）になる場合（80点）は、指数が下がるので取消、又は退園 ② 時短勤務で1日8時間（休憩含む）になる場合（90点）は、指数は変わらないので問題なし
市民として内定が出たのち、市外に転出した場合	市民枠として利用調整した場合、利用決定は、利用開始月の1日に国立市に住民票があることが条件となります。 利用決定後、利用開始月の1日以前に国立市外に転出した場合は、入所取消となります。
転入予定の市外の方が転入してこなかった場合	P9「市外から国立市内の保育施設の申込みを希望される場合」をご参照ください。

4. 育児休業の延長の可能性のある方の申込について

保育施設等の入所が不可となった場合に育児休業を延長することを許容できる方は、保育施設利用申込み用チェックシート（No.2）の項目『24.★【育児休業からの復職を予定している方へ】②希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長が許容できるので他の方より優先度を下げることが希望しますか。』の回答で「はい」を選択ください。「はい」を選択された場合は、利用調整において下位になりますので、入所の可能性が低くなります。（必ずしも利用不可となるわけではありません）

育児休業給付金の延長手続きのために、保育申込み書類一式のコピーが必要となる可能性がありますので、**ご提出前にご自身で書類一式のコピーをお取りください。**

育児休業給付金に関する質問等は、管轄のハローワークや就労先にご確認ください。

5. 出産予定でお申込みされる方へ

妊娠・出産の要件でお申込み（P7 3.保育を必要とする事由（2））される場合は「出産要件で利用申込される方の同意書」をご提出いただきます。出産要件で入所の場合は、出産要件終了後そのまま育児休業を取得することはできません。出産要件終了後すぐに別の要件に変更または復職準備期間として出産要件終了後3カ月後に復職していただきます。

また出産要件は、お生まれになるご本人のお申込みには適用できません。ごきょうだいで上のお子さまが出産要件でのお申込みであっても、お生まれになるお子さまは、出産要件以外でのお申込みになります。

＜例：R9年2月3日出産予定で上のお子さまとお生まれになるお子さまお2人を4月でお申込みの場合＞

- ・上のお子さま→4月出産要件（12月から4月まで妊娠・出産要件）・その後復職準備期間3カ月希望（8月1日復職予定）
- ・下のお子さま→就労要件（育休からの復職の場合は5月1日復職）

お2人内定・入所となった場合は、下のお子さまに合わせて5月1日復職となります。

6. その他 申込み後に必要な届け出

申込み後又は入所後に、ご家庭の状況に変更があった場合、お届けが必要となります。

利用調整にもかかわりますので、早めにお手続きください。

市内で転居	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。
市外へ転出	「保育施設利用申込取下書」・又は「退所届」を提出してください。 ・転出後も引き続き申込み、または、入所の継続を希望する場合は、 保育・幼稚園係での所定の手続きと転出先の自治体でお手続きが必要です。家庭的保育事業は転出した年度に限り在園可能です。
世帯構成の変更 (婚姻・離婚・氏変更など)	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。 ・婚姻により世帯構成が変わった方は、配偶者の就労証明書、マイナンバーの記入・課税証明書（利用調整にかかる方のみ・P10～11 参照）も提出してください。
転職・退職	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。 ・転職の方は、就労証明書も提出してください。 ・利用時間の認定区分(標準時間・短時間)が変更になる場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」も提出してください。
就労の開始 勤務内容(時間や日数等)の変更	「就労証明書」を提出してください。 ・育児短時間勤務制度の時間や日数が変更になる場合も提出が必要です。 ・就労内定で提出済みの方は、就労開始後の証明日で就労証明書を再提出してください。
妊娠・出産	「教育・保育給付認定事項変更届」を提出してください。 ・妊娠の場合は、母子手帳の写し(表紙と出産予定日のページ)も提出してください。 ・産前産後休暇や育児休業の取得については、時期により申込み内容や入所後の在籍期間が異なりますので、保育・幼稚園係までご相談ください。
希望保育施設の変更・追加	「希望保育施設申込内容変更届」を提出してください。 転園希望の場合は、「転園希望申込書」を提出してください。
お子さんの状況の変化	お子さんの成長に伴い、アレルギーや身体状況に申込み時の内容と変更があった場合、児童の状況書を提出してください。
保育を必要とする事由や必要量 が変更したとき	保護者の保育を必要とする事由や保育の必要量（標準時間認定または短時間認定）に変更が生じたときは、別途お手続きが必要です。月単位で変更しますので、 前月末までに「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。
退所について ※ <u>保育施設への届出が済んでいても、保育・幼稚園係に退所届が提出されるまでは、正式な手続きは完了していません。</u>	(1) 保育の必要性がなくなったとき (2) 長期にわたり保育施設へ通園しないとき（届出がなくても退所となる場合あり） (3) 国立市外に転出したとき (4) 入所児童の疾病等の理由により、保育の実施が困難であると認められたとき (5) 施設型給付費等認定申請兼利用申込書、その他の提出書類に、虚偽の記載が認められたとき (6) 保護者から退所の申し出があったとき 以上の場合は退所となりますので、 退所する月の15日までに「退所届」を提出してください。
休園について	保育施設は、月を単位に入所していただくので、原則1か月を超える休園は認めていません。ただし、お子さんの疾病や入院、下のお子さんの出産に伴う里帰り等については、3か月程度休園することが可能な場合もありますのでご相談ください。 休園中に、里帰り先で保育施設や幼稚園を利用することはできません。（2重在籍不可・ただし私的利用を除く）

市ホームページ書類のダウンロードページ（TOP＞目的で探す 申請手続き＞申請書ダウンロード 保育・幼稚園・認定こども園＞保育所・認定こども園等関係書類のダウンロード）

オンラインからもお手続きいただけます。（表紙裏面参照）

配慮を必要とする児童の受入について（医療的ケアやしょうがい、食物アレルギー等）

市内の保育施設では、しょうがいやアレルギー等、配慮が必要なお子さんの受入を行っております。まずは、保育・幼稚園係までご相談ください。

受入の目安は、保育施設によっても異なりますが、しょうがい等の程度が中軽度であり、**集団保育が可能**であるお子さんです。療育は原則行いません。

各保育施設で受入に尽力しているところですが、「子どもの最善の利益」を最優先に考え、医療的ケア、しょうがい、アレルギー等の程度や状況、お子さんの体力等により、やむを得ず新年度の受入が困難な場合や年度途中から受入れる場合、お子さんをお預かりできる時間が短くなる場合等が生じることもあります。また、重度の食物アレルギーがある場合やアレルギー源の内容によっては、お弁当を持参いただく等、ご家庭のご協力もお願いする場合があります。

医療的ケア等を要するお子さんの入所申込みをお考えの際も、**必ず個別にご相談ください**。なお、受け入れ時期は4月1日入所の1次受付を基本とします。

なお、配慮を要するお子さんについては、必要に応じて診断書の提出や主治医の先生等に医療情報等の確認をとらせていただくとともに、安心、安全にお預かりするために、市内医師会、小児科医会と協議する場合があります。

利用調整で内定となった後に、しょうがいやアレルギー等が新たにわかった場合、改めて利用調整を行う必要があり、受入が困難となる場合もありますので、お子さんのご状況については、申込み時に正しく詳細にご記入ください。

申込み書類を提出した後に判明した場合も、必ずお申し出ください。

医療的ケアを必要とするお子さんの入所については、別冊「医療的ケアの必要なお子さんの保育施設等入所のご案内」もご覧ください。

配慮を要するお子さんの入所の相談から 申請受付・入所のながれ(イメージ図)

※左記はイメージであり、お子さんの状況や相談の内容により、変更となる場合があります。
医療的ケアが必要なお子さんは、早めのご相談をお願いします。



お子さんの様子をお教いただくことで、入所した際に、お子さんにとってより良い保育環境をご用意できるようにしたいと考えています。

まずはお電話にて保育・幼稚園係へご連絡ください。
お話を聴きする日にちのお約束をいたします。

☎042-576-2427（直通）



©国立市観光まちづくり協会
くにニャン

利用調整・利用決定

提出いただいた申込みに必要な書類をもとに、P16～18 の保育施設等利用調整基準指数を世帯単位で指数化し、順位付けを行います。

利用調整は、先着順や保育施設ごとではなく、保育の必要性の高い方(調整基準指数の高い方)から、クラスごとの定員の範囲内において、その方の希望順位の上位の保育施設になるように調整します。

同位の際の利用調整方法等については、P16 の保育施設等利用調整基準でご確認ください。

市内児童の利用調整を先に行い、空きがあった場合のみ市外児童の利用調整を行います。(P9 参照)

年度途中の転園希望については、原則として、新規の入所申込みの方を優先します。(転園希望のうち、きょうだい別園の方や、市外園在籍者は、新規扱いとします。なお、4 月利用調整については、転園希望も新規の入所申込みと同様に利用調整を行います。)

転入予定が確定されている方(利用不可となった場合でも転入される方)は市内児童として利用調整します。

<利用調整例>

・点数のつけ方

例) 保護者 1: 外勤(週 5 日・40 時間以上)

保護者 2: 外勤(週 5 日・33 時間以上 時短勤務)

	基準指数	調整指数	計
保護者 1	90	0	90
保護者 2	80	5	85

世帯合計 175

《保護者それぞれの状況に加点》

- ・基準指数
- ・調整指数表の番号 1～6

《該当する世帯に加点》

- ・上記以外の調整指数

・利用調整のしくみ

例) A 保育園、B 保育園、C 保育園ともに募集が 2 人の場合

1 歳児 クラス	点数	希望園	調整結果
子ども 1	181	A・C・B	A 園に内定
子ども 2	180	A・C	A 園に内定 →A 園満員
子ども 3	179	A	待機
子ども 4	176	A・C	C 園に内定
子ども 5	175	C・B	C 園に内定 →C 園満員
子ども 6	173	C・A・B	B 園に内定
子ども 7	172	B・A	B 園に内定 →B 園満員



©国立市観光まちづくり協会
くにニャン

結果については、P2～3「令和 9 年度 申込み日程」のとおり通知します。

健康診断について

入所決定した場合、入所前に健康診断を受診していただき(指定医療機関は無料)、保育施設と面談を行った上で、当月 1 日が入所日となります。

健康診断書は、入所決定の通知に同封します(こぐまこどものいえに入所決定した場合は、健康診断は保育施設指定の医療機関のみとなるため健康診断書は同封しません)。

保育施設等利用調整基準

保育施設等において、利用希望児童数が受入可能児童数を超えた場合は、下記の調整基準指数により利用調整を行い、入所児童を決定いたします。

調整基準

(1)	世帯の調整基準指数の順位により調整を行います。 (調整基準指数は、対象児童の保護者それぞれの基準指数（下記基準指数表による）と世帯の調整指数（下記調整指数表による）を合算して求めます)
(2)	(1) の調整により同位の場合、下記基準指数表の優先順位により調整を行います。
(3)	(2) の調整により同位の場合、世帯の基準指数の順位（対象児童の保護者それぞれの基準指数（下記基準指数表による）の合算）により調整を行います。
(4)	(3) の調整により同位の場合、世帯の所得の低い順位により調整を行います。

基準指数表 ※入所希望月時点での状況で指数をつけます。就労時間には休憩時間を含みます。

優先 順位	保護者の状況		基準指数
4	外勤	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	90
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	80
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	70
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	60
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	50
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	40
5	自営 (居宅外)	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	90
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	80
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	70
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	60
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	50
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	40
	自営 (居宅内)	週5日以上かつ、週40時間以上の就労を常態	88
		週5日以上かつ、週33時間以上の就労を常態	78
		週4日以上かつ、週27時間以上の就労を常態	68
		週4日以上かつ、週22時間以上の就労を常態	58
		週3日以上かつ、週16時間以上の就労を常態	48
		週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	38
8	内職	週3日以上かつ、週12時間以上の就労を常態	30
10	求職	就労内定又は開業予定の場合（派遣労働者であって、育児休業からの復職を予定しているものを除く。）	備考4
		求職活動中	20
11	育休継続	育児休業を取得中に転園し、引き続き育児休業を継続して取得する場合	30
7	出産	出産のため保育に当たれない場合	60
3	疾病・しょうがい	入院（おおむね1か月以上）	100
		疾病・傷病 常時病臥（が）・精神疾患・感染症	100
		一般療養	60
		しょうがい 身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～2度	100

			身体障害者手帳３級・愛の手帳３度	８０
			身体障害者手帳４級・愛の手帳４度	６０
６	介護・看護	居 宅 外 介 護・看護	週５日以上、週３２時間以上の付添い	８０
			週４日以上、週２２時間以上の付添い	６０
			週３日以上、週１２時間以上の付添い	４０
		居 宅 内 介 護・看護	重度心身しょうがい者等の介護・看護	１００
			常時観察・日常介護	７０
			上記以外の居宅介護・看護	５０
２	災害	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たれない場合		１００
１	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等		１００
９	就学	就学・技能取得等のため、保育に当たれない場合		７０

備考

- 保護者からの申込みに基づき、必要な書類が提出された場合にのみ適用する。
- 外勤の場合であって、短時間勤務制度等を利用しているときは、契約上の勤務時間ではなく、短時間勤務制度等利用後の勤務時間で基準指数を決定する。
- 就労日数・時間の実績が、勤務先の定める制度上の休暇・休業以外の理由により契約上の勤務日数・時間を下回るときは、就労日数・時間の実績に基づき基準指数を決定する。
- 保護者の労働形態に対応する基準指数を適用する。

調整指数表(調整指数番号１２について、分かり易くするために条例施行規則の条文と一部表記を変えています。加点条件や点数は変わりません。)

	番号	条件	調整指数
保護者の状況	１	保護者のいずれかが単身赴任中である場合	＋４
	２	短時間勤務制度等を利用し、短時間の勤務となる場合（就労時間が週４０時間に満たない場合。）	＋５
	３	保護者の両方又はいずれかが、市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育を行う事業所、家庭的保育を行う事業所、認可外保育施設又は幼稚園において、就労する場合（市内利用希望保育施設等を５か所以上記載している場合に限る。）	＋２
	４	自営業主の添付書類として市が定める書類が不足している場合	－３
	５	自営業主の添付書類として市が定める書類を提出しない場合	－６
世帯の状況	６	多胎児の新規利用申込みの場合	＋８
	７	保育施設等の利用開始希望日において、同一世帯の２人の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合	＋１０
	８	保育施設等の利用開始希望日において、同一世帯の３人以上の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合	＋１３
	９	現在同一世帯の２人の小学校就学前子どもがそれぞれ別の保育施設等を利用している場合であって、同じ保育施設等を利用することを希望する場合	＋５
	１０	同一世帯に保育施設等の利用申込みを行わない幼稚園、認定こども園を利用する小学校就学前子どもがいる場合（認定こども園を利用する小学校就学前子どもについては、認定区分が１号認定の場合に限る。）※７または８の合算は不可。	＋１０
	１１	利用申込就学前子どもにしょうがいがある場合	＋１５
	１２	利用申込就学前子どもが医療的ケアを必要とする場合（１１と合算不可）	＋３０
	１３	医療的ケアを必要とする小学校就学前子どもが、現在保育施設等を利用している場合であって、同一世帯の他の小学校就学前子どもが保育施設等の利用申込みをする場合（保護者が就労しており、その就労時間が週４０時間に満たない場合。ただし、調整指数は就労の基準指数の上限を超えないものとする。）	＋２０

	14	ひとり親世帯（同居人なし）	+ 8 0
	15	ひとり親世帯（同居人あり）	+ 7 4
	16	健康で不就労の同居の祖父母（65歳未満）がいる場合	- 1 0
	17	生計中心者が求職中の場合	+ 8 0
	18	生活保護法による被保護世帯で、保育の実施が当該世帯の自立に効果的であると市長が認めた場合	+ 2 0
	19	保育施設等の利用開始希望日の属する年度の前年度市区町村民税が非課税の世帯	+ 1 0
保育 の 状 況	20	入所年齢に上限のある認可保育所、認可外保育施設等を卒園し、又は入所当時に定められた入所期間が満了し、引き続き別の保育施設等を利用する申込みをする場合（市内利用希望保育施設等を5か所以上記載している場合に限る。）	+ 4 0
育 休	21	市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育又は家庭的保育を行う事業所に入所している小学校就学前子ども（就労を要件として、入所した者に限る。）の保護者が育児休業を取得したことにより、認可保育所等を退所した場合において、育児休業明けに当該小学校就学前子どもについて利用申込みをする場合（6か月以上の退所期間がある場合に限る。）	+ 8 0
そ の 他	22	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1～2級・愛の手帳1～2度・要介護4～5程度の者を介護・看護する場合	+ 1 0
	23	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級・愛の手帳3度・要介護2～3程度の者を介護・看護する場合	+ 4
	24	基準指数表において居宅外介護・看護又は居宅内介護・看護に該当する者が、児童にとって扶養義務者に当たる者を介護・看護する場合	+ 3 0

副食費・利用者負担額（保育料）・延長保育利用料について

1. 副食費の無償化について

これまで3歳から5歳まで徴収していた副食費（給食費のうち、おかず等の費用）が、国立市独自の補助により令和8年9月より無償となりました。

これにより、国立市民の方で国立市内園に在園されている方の副食費と利用者負担額は全年齢において無償となりました。（0歳から2歳の副食費と全年齢の主食費は以前より無償）

注）国立市民で市外園在園の方は、副食費として施設に納入した実費額を上限とし、月額4,500円まで補助します。

詳細は市ホームページ「保育所等通園児の副食費を無償化します」をご参照ください。

（TOP>子育て・教育>子育て>子どもを預ける>保育所等通園児の副食費を無償化します）

2. 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は全児童を対象に無償化されましたが、国への実績報告や延長保育料の決定のために、世帯の市区町村民税を基にP21の利用者負担額表により階層算定を行います。

4月から8月までが前年度市区町村民税所得割額で、9月から翌年3月までが当年度市区町村民税所得割額で決定します。

利用者負担額決定通知書は、4月入所の世帯と継続入所の世帯については3月下旬に送付します。4月入所以外の方については、保育料階層を決定次第送付します。

3. 利用者負担額（保育料）階層の変更手続きのお願い

結婚や離婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合や、修正申告等により市区町村民税所得割額が変更になった場合等は、保育料階層を再計算しますので、保育・幼稚園係で変更のお手続きをお願いします。

また、所得の修正についても随時見直しをおこない、変更となる世帯には、利用者負担額変更通知を送付します。

利用者負担額（保育料）階層の変更は、届け出の翌月以降になります。

4. 延長保育利用料について

利用者負担額（保育料）が無償化されても、P21のA階層B階層以外の世帯は、延長保育利用料を徴収します。延長保育利用料は、公立園は市役所に、私立園は園にお支払いいただきます。延長保育利用料の詳細はP22をご覧ください。

なお、A階層B階層の世帯で延長保育利用料が免除となるには、園に免除申請のご提出が必要となる場合がありますので、詳しくは園にお問合せください。

5. 公立園の延長保育利用料のお支払い

お支払い方法は、公立園については原則として「口座振替」となります。

公立園で延長保育を利用される世帯には、口座振替の依頼書を送付しますので、お早めに手続きをお願いいたします。振替開始月はお手続きをされた月の翌月または翌々月からとなります。口座振替でのお手続きが間に合わない場合、15日前後にお送りする納入通知書にてお納めください。

きょうだいすでに口座を登録している場合でも、新規利用の児童について利用申込みが必要です。

口座振替の手続き等については、口座振替の依頼書に同封している説明書でご確認ください。

納期限日及び口座振替日は毎月末日です（月末日が土・日・祝休日の場合は翌平日となります）。

ただし12月・3月につきましては、25日が納期限日及び口座振替日となりますのでご注意ください（25日が土・日・祝休日の場合は翌平日となります）。

なお、私立園の延長保育料のお支払いについては、在籍の保育施設にご確認ください。

利用者負担額（保育料）の階層決定が遅れた場合、口座登録済みであっても、さかのぼる月については、納入通知書でのお支払いとなります。

延長保育料についてはP22でご確認ください。

延長保育利用料等を支払うことが困難な場合は、お早めに保育・幼稚園係へご相談ください。なお、滞納が続く方には児童手当からの直接徴収をお願いすることもあります。

6. その他

小百合学園に2、3号認定で在籍の方が3歳児クラスに進級の際、入園準備料として7万円の納入が必要です。

諸費用その他については、施設にお問合せください。

認可保育所・認定こども園（2号・3号）・地域型保育事業の利用者負担額表

各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額 (保育料)
階層	市民税等による定義			
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0
B	A階層を除き、当該年度分の市民税が非課税の世帯			0
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分市民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	当該年度分の市民税が均等割額のみの世帯	0
		2	当該年度分の市民税の所得割額が28,000円未満の世帯	0
		3	28,000円～48,600円未満	0
		4	48,600円～57,700円未満	0
		5	57,700円～67,400円未満	0
		6	67,400円～77,101円未満	0
		7	77,101円～87,000円未満	0
		8	87,000円～97,000円未満	0
		9	97,000円～111,400円未満	0
		10	111,400円～125,800円未満	0
		11	125,800円～140,200円未満	0
		12	140,200円～154,600円未満	0
		13	154,600円～169,000円未満	0
		14	169,000円～190,100円未満	0
		15	190,100円～211,201円未満	0
		16	211,201円～233,650円未満	0
		17	233,650円～256,100円未満	0
		18	256,100円～278,550円未満	0
		19	278,550円～301,000円未満	0
		20	301,000円～349,000円未満	0
		21	349,000円～397,000円未満	0
		22	397,000円～445,000円未満	0
		23	445,000円～493,000円未満	0
		24	493,000円～	0

延長保育実施施設・利用料一覧

・延長料金は、変更となる場合があります。
延長保育の申込み、詳しい内容については各保育施設へお願いします。

区分	園名	短時間保育の延長		月ぎめ延長保育（事前申込み）		スポット（１日）利用		受入年齢
認可 保育所	なかよし・西・東	１回につき	５００円	２,５００円		１日につき	５００円	０歳～
	春光	１回につき （～１８：１５）	５００円	３歳未満	４,０００円	１５分につき	５００円	満１歳～
			３歳以上	３,０００円				
	国立	7:15～8:30 16:30-18:15	600円	３歳未満	５,０００円	18:15～18:45	6００円	１歳～
		18:15～18:45	600円			18:15～19:00	1,5００円	
		18:15～19:00	1,500円	３歳以上	４,０００円	18:15～19:15	2,000円	
		18:15～19:15	2,000円					
		19:15から15分超過ごと600円						
	和光 （土曜は延長保育なし）	１回につき （～18：15）	５００円	３歳未満	午後6時30分まで 3,000円	午後6時３０分まで	700円	満１歳～
					午後7時15分まで 5,000円	午後7時１５分まで	1,500円	
				３歳以上	午後6時30分まで 2,000円	午後6時３０分まで	500円	
					午後7時15分まで 3,000円	午後7時１５分まで	1,000円	
	あいわ			3歳未満	4,000円	１５分につき	500円	満１歳～
				3歳以上	3,500円			
	向陽			3歳未満	3,500円	１５分につき	500円	満１歳～
				3歳以上	3,000円			
	国立あゆみ	2,500円		30分につき	1,000円	0歳～		
	北	7:15～8:30 16:30～18:15 18:15～18:45	1回につき 600円	3歳未満	5,000円	18:15～18:45	600円	満１歳～
		18:15～19:00	1回につき 1,500円	3歳以上	4,000円	18:15～19:00	1,500円	
		18:15～19:15	1回につき 2,000円			18:15～19:15	2,000円	
		国立あおいとり	1回につき （～18：15）	500円	2,500円		30分につき	1,000円
	きたひだまり	7:15～8:30 16:30-18:15 18:15-18:45	1回につき 600円	3歳未満	5,000円	18:15～18:45	600円	満１歳～
		18:15～19:00	1回につき 1,500円	3歳以上	4,000円	18:15～19:00	1,500円	
		18:15～19:15	1回につき 2,000円			18:15～19:15	2,000円	
		こぐまこどものいえ	16：30～ 18：00	1回につき 500円	18：00～ 19：00	3,000円	19：00まで	500円
	18：00～ 20：00		1回につき 1,000円	18：00～ 20：00	5,000円	20：00まで	600円	
	国立たいよう	1回につき （～18：15）	500円	2,500円		15分につき	500円	満1歳～
さくらっこ	1回につき （～18：15）	500円	4,000円		～18：45まで	500円	0歳～	
					以降15分につき	500円		
国立クムクム	1回につき （～18：15）	500円	3歳未満 3歳以上	4,000円 3,500円	15分につき	500円	満1歳～	
国立ひまわり	7:15～8:30 16:30-18:15 18:15-18:45	1回につき 600円	3歳未満	5,000円	18:15～18:45	600円	満１歳～	
	18:15～19:00	1回につき 1,500円	3歳以上	4,000円	18:15～19:00	1,500円		
	18:15～19:15	1回につき 2,000円			18:15～19:15	2,000円		
	矢川	1回につき	500円	2,500円		1日につき	500円	0歳～
こども 認定 園	小百合学園 （土曜は延長保育なし）	1回につき	500円	3歳未満	4,000円	15分につき	500円	0歳～
			3歳以上	3,000円				
	かえるの森	7:30～8:00 16:00～ 18:30	1時間 200円	なし		公共交通機関の遅延時のみ 15分につき （18:45まで）	500円	3歳～
小規模	あじさい （土曜の延長保育は応相談）	1回につき	500円	4,000円		15分につき	500円	満1歳～
家庭的	ひいふうみ	8時間を超える部分は、 スポット（１日）利用		スポット（１日）のみのため設定なし		30分につき800円 公共交通機関の遅延の他は、 月1～2回程度		各施設に お問合せ ください
	パピー							
	バンビ							

備考: 利用者負担額の階層区分がA又はBの場合、延長保育料が免除となります（別途申請が必要となる場合があります）。

入所してから

1. 延長保育

「標準時間認定」・「短時間認定」の設定時間を超える保育を希望する場合は、利用決定後に事前に保育施設へご申請ください。（別途延長保育利用料がかかります。）

短時間保育の認定を受けた方は、短時間設定時間以外の保育を利用した場合にも別途延長保育利用料がかかります。（短時間利用設定の月ぎめ延長保育はありません。）家庭的保育施設は、短時間設定のみで、月ぎめ延長保育は行っておりません。

2. なれ保育

入所後には、1～2週間程度のなれ保育があります。この期間は、午前中の数時間保育から始めて、徐々にお子さんが新しい環境に慣れていくための期間です。保育施設でのお子さんの状況により、なれ保育期間が異なりますので、詳細については各保育施設に相談してください。

3. 土曜保育

認可保育施設は、原則、教育・保育給付認定（P7 参照）で認められた事由以外では利用することが出来ません。土曜日についても、保育を必要とする事由がある場合にご利用いただけます。

また、一般的に土曜日は平日に比べて利用するお子さんが少ない傾向にあるため、合同保育を行うなど保育施設の保育体制が平日と異なる場合があります。

詳細や個別のご事情などにつきましては、各保育施設等へご相談ください。

4. 保育施設内で体調不良になった場合や病後の対応について

入所中のお子さんが保育施設内で体調不良となった場合は、集団保育の関係上、早めのお迎えをお願いします。

発熱の場合で、保護者の方に連絡をした時点では熱があっても、お迎えの時点では解熱していることもあります。小さいお子さんの容態は変化しやすいため、その場合もそのまま引取りをお願いしています。

特定の感染症（風疹や水痘など）にかかった場合は、回復後保育施設の登園時に、必ず医師から登園許可証を発行してもらう必要があります。インフルエンザ等一部の感染症については、保護者記載の登園届の提出が必要です。また、登園許可証は必要でなくても、登園前に医師の診断をお願いしている病気（手足口病等）もあります。詳細については、入所後に保育施設にて確認ください。

保育施設ではさまざまな年齢のお子さんが集まって保育が行われています。病後の回復期は特に身体が弱っている時期にあたりますので、医師に集団保育が可能なのかよくご確認の上、保育施設をご利用ください。

なお、市内には病児・病後児保育室つくしんぼがあるほか、小児総合医療センター（府中市）内に国立市・府中市・国分寺市による病児病後児保育施設くるみがあります。お仕事が休めない場合等のご利用をご検討ください。どちらも事前登録・事前予約制です。お問合せ先は P62 をご参照ください。

5. 転園希望

転園希望の場合は、「保育施設等転園希望申込書」を保育・幼稚園係へご提出ください。

年度途中の転園希望については、原則として、新規の入所申込みの方を優先します。(転園希望のうち、きょうだい別園の方や、市外園在籍者は、新規扱いとします。なお、4月利用調整については、転園希望も新規の入所申込みと同様に利用調整を行います。)

転園が決まりますと、在園中の保育施設等には他のお子さんの入所を決定しますので、いかなる理由であっても在園中の保育施設等へ戻ることはできません。

また転園は、お子さんの保育環境を大きく変えることであり、負担が大きいため、度重なる転園はおすすめできません。転園を希望する際は、見学に行くなど、よくご検討の上で申込みください。

なお、転園を希望されなくなった場合には、すみやかに転園希望の取り下げをしてください(転園決定後の取り下げはできません)。転園希望の申込みも、当年度内についてののみ有効です。

6. 退所・休園

退所・休園については、P13「その他 申し込み後に必要な届け出」を参照ください。

7. 次年度以降の継続について

保育施設に入所中で、翌年度も引き続き入所を希望する方には、継続する要件の確認を毎年10月から11月頃に行います。

市内の保育施設に入所している方は、各施設を通して書類を送付します。

市外の保育施設に入所している方は、郵送にてご自宅に書類を送付します。

確認の結果、保育の必要性が認められない場合は、退所となります。

8. その他

- ・年長児のお昼寝について…就学に向け、徐々にお昼寝の回数を減らしたり、時間を短くしたりして、お昼寝の習慣をなくしていきます。
- ・緊急時について…緊急時には一斉メール送信システム等を活用しています。(保育施設により異なります)
- ・お届けについて…その他、入所後にご家庭の状況に変更があった場合、保育施設にお伝えいただくだけでなく、保育・幼稚園係にもお届けが必要となります。P13「その他 申し込み後に必要な届け出」をご確認ください。